





「そうぞく」

と聞いてどのようなことをイメージされますか？



相続税法が
改正されたって
聞いたけど…



子や孫にたくさん
財産をのこしたい



民法改正で
何が変わったの？



相続税が
かかる？

そうぞく
相続



手続きが
難しそう？



そうぞく
争族



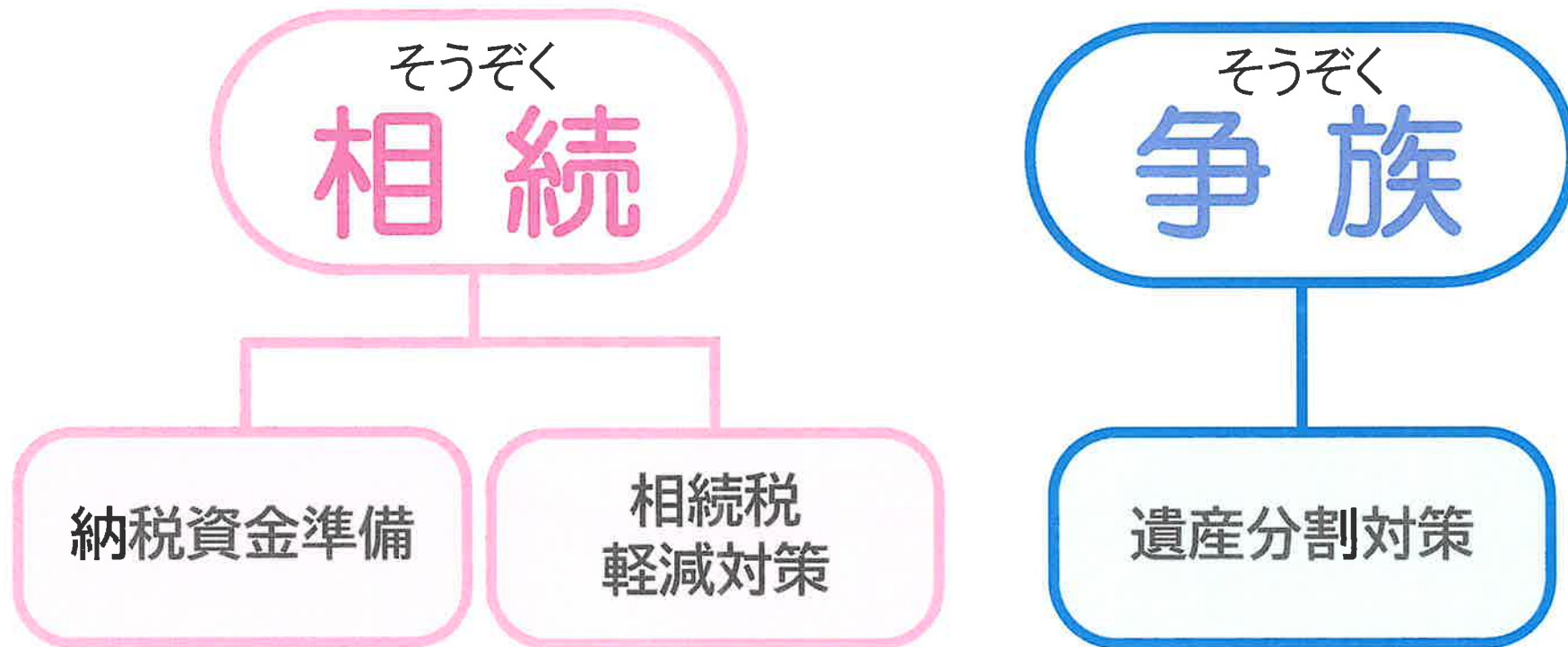
のこされた家族の
仲が悪くなる？



財産の
取り合い？



どちらの「そうぞく」も「生きているあいだの」準備が重要です



ふたつの「そうぞく」と「そうぞく対策」について確認していきましょう

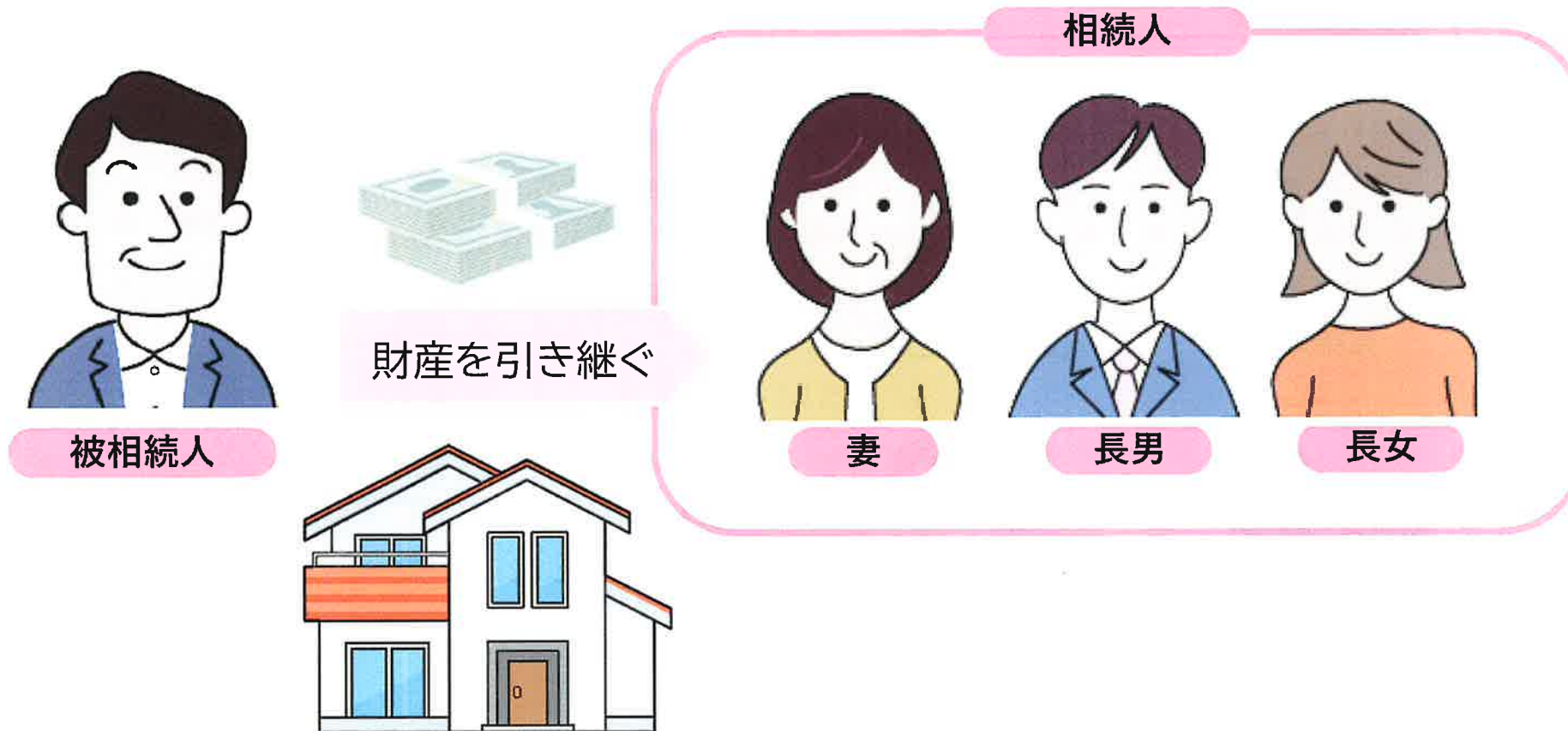
そうぞく

相 続

「相続」とは

相続とは、亡くなった人の財産を引き継ぐことです

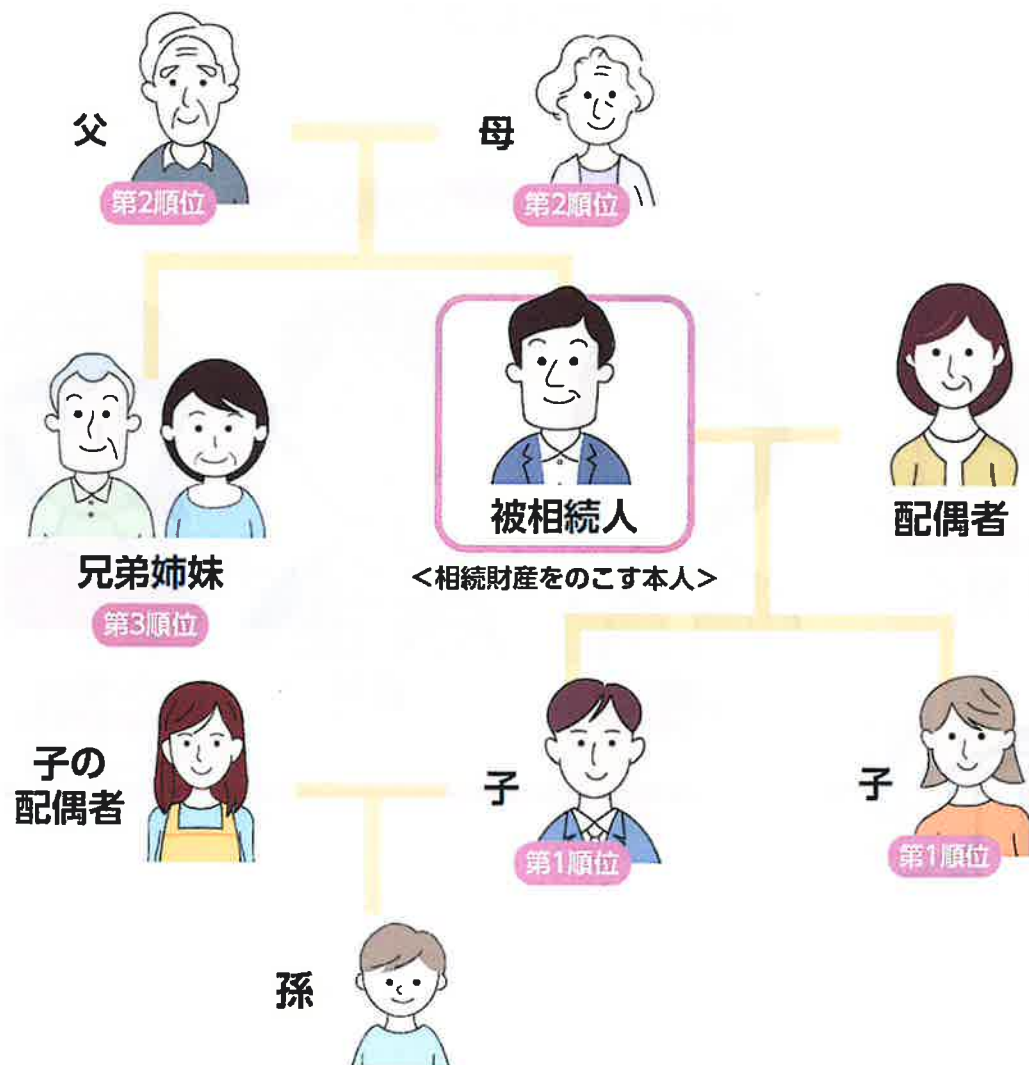
亡くなった人を「被相続人」、財産を相続する人を「相続人」といいます



家族のなかで、誰が「相続人」にあたるのか、おわかりになりますか？

相続人の確認

誰が相続人になるか確認してみましょう



合計
人



「相続人」であれば、相続財産を相続することができるのでしょうか？

法定相続とは

- ・遺言書がある場合には、その内容のとおり相続手続きを行なうのが原則です
- ・遺言書がない場合は、どの財産を誰がどのくらい相続するかについて、相続人同士で遺産分割協議を行ないます
- ・遺産分割協議の際に目安となるのが、民法で定められた法定相続人と法定相続分です



ケース	法定相続人	法定相続分	備考
子がいる場合	配偶者	1/2	■ 配偶者がいない場合は子がすべて相続 ■ 子が複数いる場合は子の法定相続分を人数で按分
	子 第1順位	1/2	
子がない場合	配偶者	2/3	■ 配偶者がいない場合は父母がすべて相続 ■ 父母が複数いる場合は父母の法定相続分を人数で按分
	父母 第2順位	1/3	
子、父母がいない場合	配偶者	3/4	■ 配偶者がいない場合は兄弟姉妹がすべて相続 ■ 兄弟姉妹が複数いる場合は兄弟姉妹の法定相続分を人数で按分
	兄弟姉妹 第3順位	1/4	

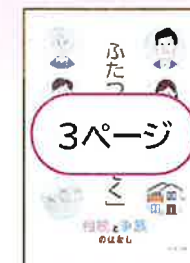
必ず法定相続分で遺産の分割をしなければならないわけではありません

※被相続人に養子がいる場合、実子と養子の法定相続分は同じです

財産を相続した場合、相続税がかかります

相続税

相続税は、課税価格の合計額から一定の額を控除した金額に対して課税されます



相続税の基礎控除額

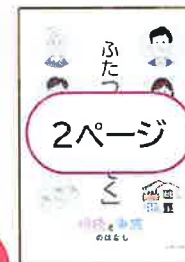
法定相続人の数

$$3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times \boxed{\text{人}} = \boxed{\text{万円}}$$

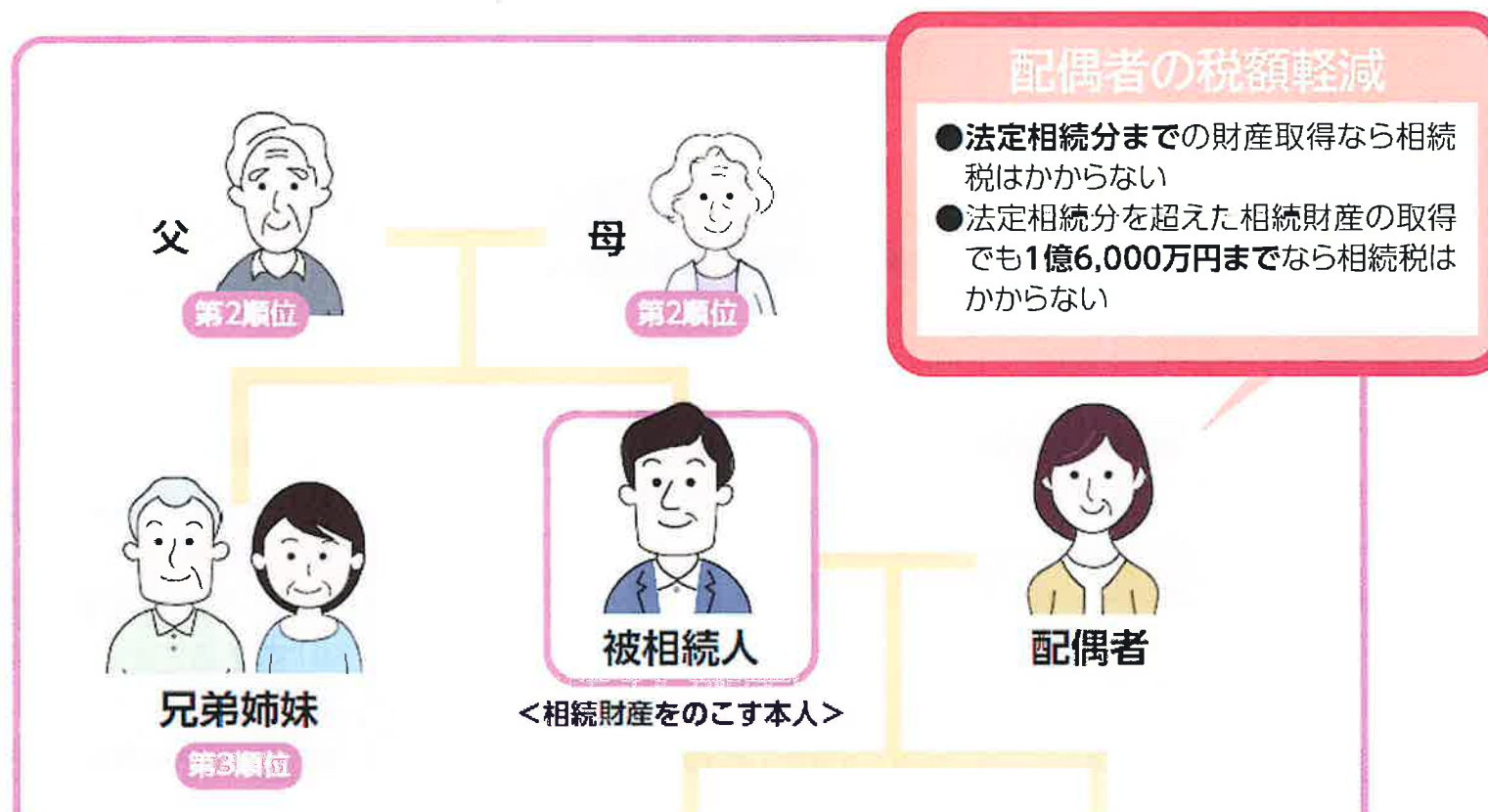
●相続財産が基礎控除額以下なら、相続税はかかりません

相続税の基礎控除額を超えても必ず相続税がかかる訳ではありません

相続税



配偶者は「配偶者の税額軽減」により、相続税がかからない場合があります



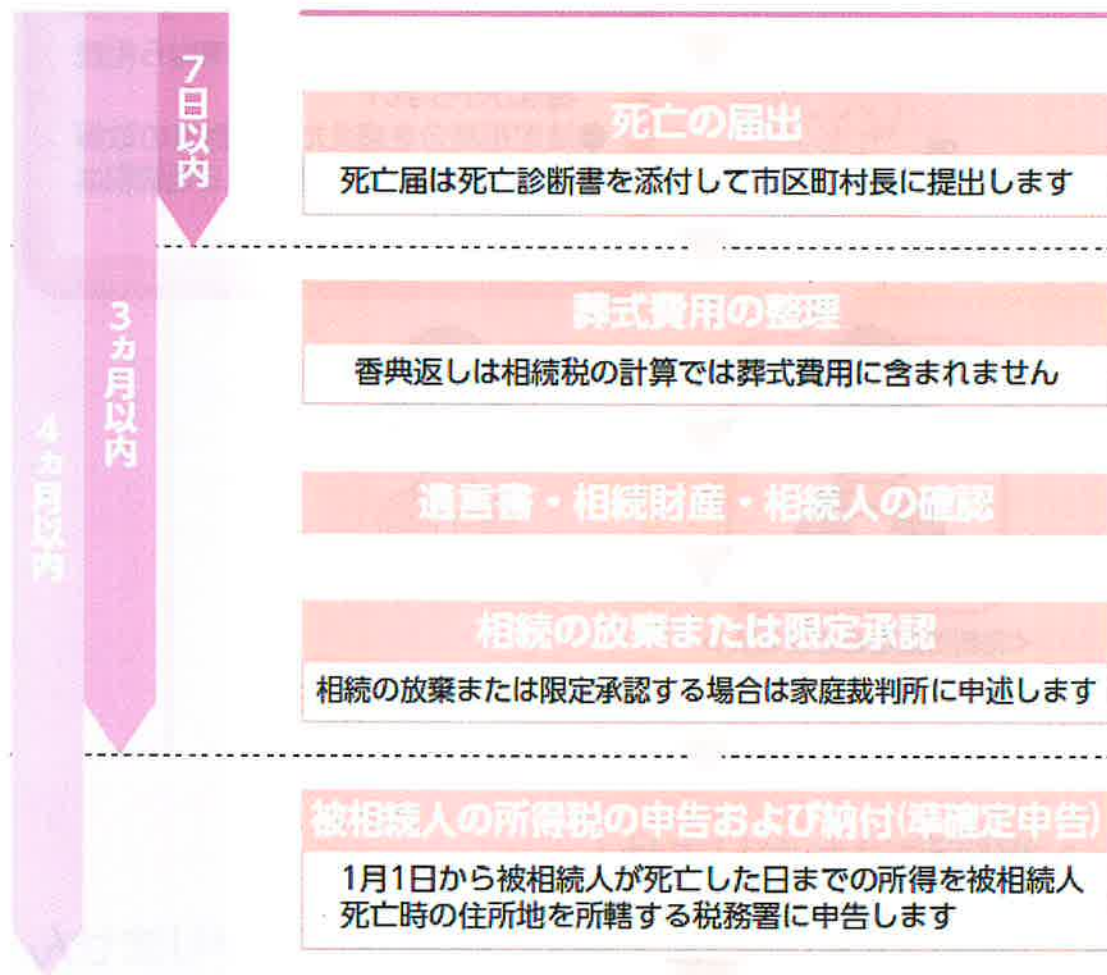
- 法定相続分までの財産取得：相続税はかかりません
- 法定相続分を超えた財産取得：1億6,000万円までなら、相続税はかかりません

相続開始から相続税を申告するまでのスケジュールをご存じですか？

相続開始から相続税申告までのスケジュール①

相続税は、相続発生から10ヵ月以内に、原則現金で一括納付する必要があります

相続発生



相続放棄

被相続人の財産に対する相続権の一切を放棄すること

限定承認

プラス財産の範囲内で負債も相続すること

単純承認

無条件で全財産と全負債を相続すること

*3ヵ月以内に申述しない場合には単純承認となります

引き継ぐ財産について、相続人同士の協議が必要になる場合があります

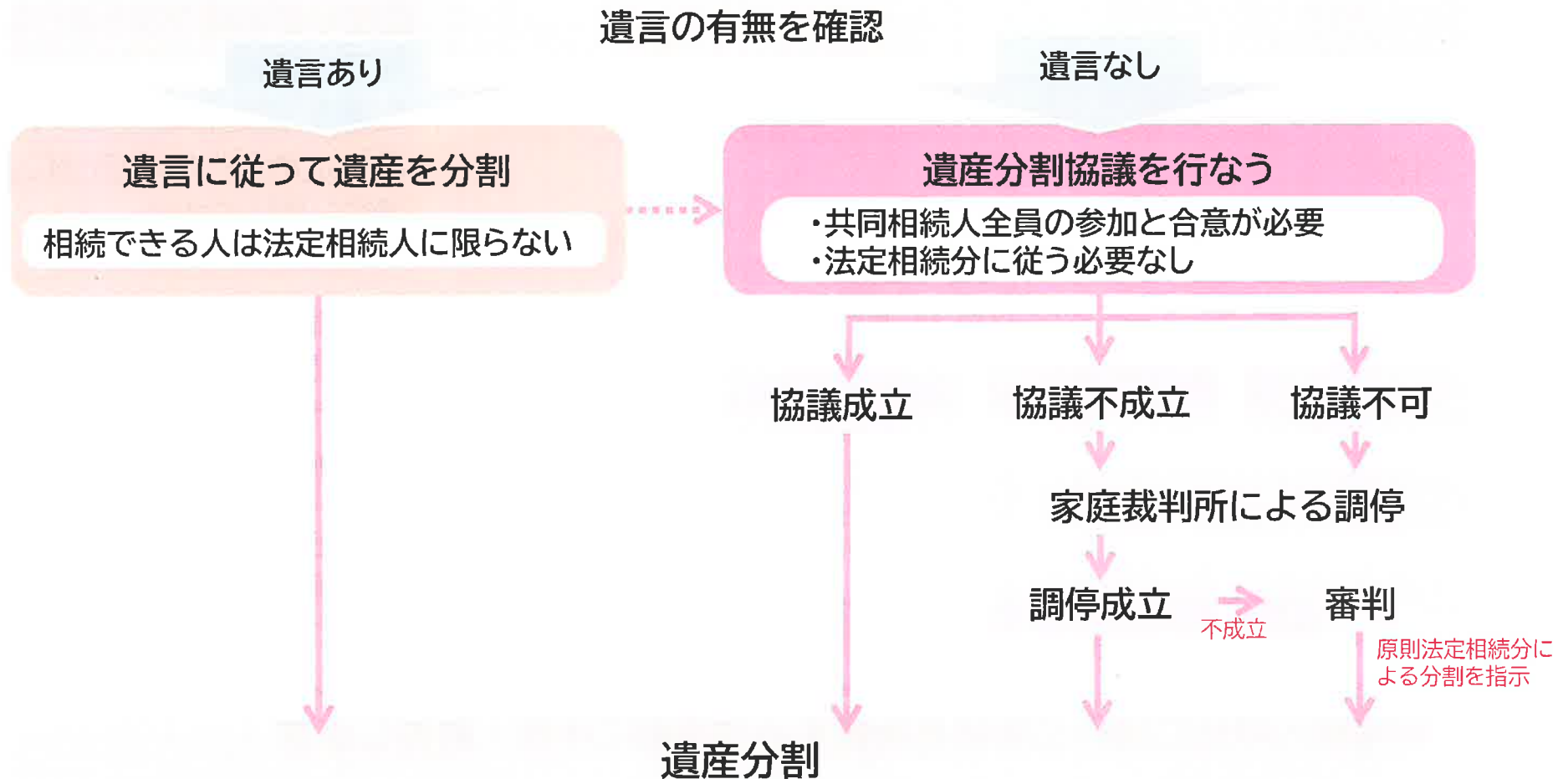


相続開始から相続税申告までのスケジュール②

相続は、被相続人の意思である遺言が最優先されます



相続 = 遺産分割の順番



遺産分割について意見がまとまったら遺産分割協議書を作成します

相続開始から相続税申告までのスケジュール③

遺産分割に関して民法の改正が行なわれています



10
カ
月
以
内

遺産分割協議書作成

遺産の名義変更手続き

相続税申告書の作成

遺産分割協議がまとまらない等で相続開始から10年経過した場合、法定相続分もしくは遺言で定められた相続分により遺産分割されます

2024年4月1日以降、相続した不動産は遺産分割が行なわれた日から3年以内に登記申請することが義務化されます(2024年3月31日以前に相続した不動産も含む)

相続税の申告と納付(延納・物納の申請)

被相続人の死亡時の住所地を所轄する税務署に申告・納付します

相続税はどのように計算するのでしょうか

相続税の計算のしかた

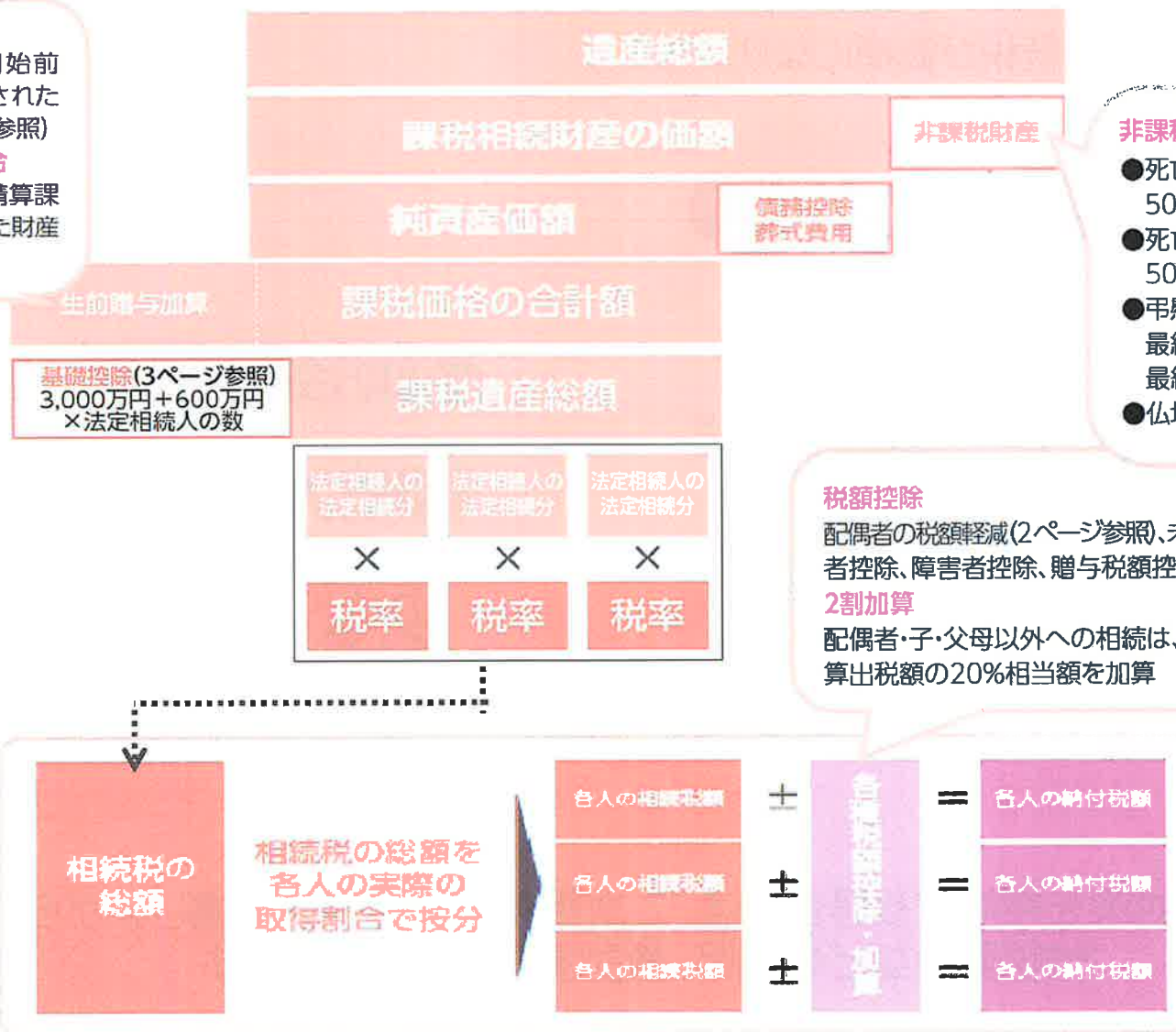
各相続人の相続税納付額は以下の手順で計算します

暦年課税の場合

被相続人から相続開始前3年(7年)以内に贈与された財産を加算(13ページ参照)

相続時精算課税の場合

被相続人から相続時精算課税を適用して贈与された財産を加算(15ページ参照)



非課税財産

- 死亡保険金(8ページ参照)
500万円×法定相続人の数
- 死亡退職金
500万円×法定相続人の数
- 弔慰金
最終報酬月額×36ヵ月(業務上)
最終報酬月額×6ヵ月(業務外)
- 仏壇、お墓等

税額控除

配偶者の税額軽減(2ページ参照)、未成年者控除、障害者控除、贈与税額控除等

2割加算

配偶者・子・父母以外への相続は、算出税額の20%相当額を加算

相続対策は二次相続まで考える必要があります

二次相続

二次相続とは一次相続で相続人となった配偶者が亡くなったときに発生する相続のことで、相続税が高額になりがちです



二次相続の相続税が高額になる理由

配偶者の税額軽減が
適用できない

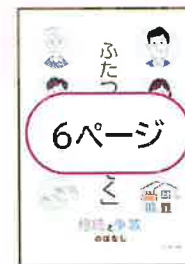
基礎控除額が
相続人1人分
少なくなる

相続対策を検討する場合には、二次相続の可能性を考慮しながら
納税資金などを確保、検討する必要があります

具体的な事例で確認してみましょう

二次相続

一次相続後に二次相続が発生する事例を確認しましょう



財産を持っている本人が配偶者よりも先に死亡する場合

事例

本人の相続財産：20,000万円 配偶者の相続財産：0万円
家族構成：本人・配偶者・子ども2人 法定相続分どおりに財産を相続する場合



一次相続	二次相続	合計相続税額
1,350万円 +	770万円 =	2,120万円

一次相続では「配偶者の税額軽減」が適用されますが、二次相続には適用されません

もう一つ、相続税が高額になる場合があります

二次相続

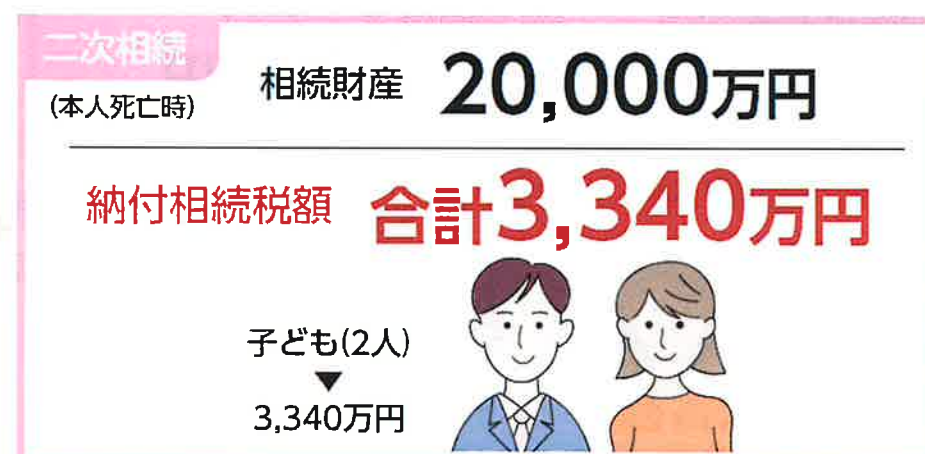
配偶者が財産を持っている本人よりも先に死亡する場合、
さらに相続税が高額になることがあります



配偶者が本人よりも先に死亡する場合

事例

本人の相続財産：20,000万円 配偶者の相続財産：0万円
家族構成：本人・配偶者・子ども2人 法定相続分どおりに財産を相続する場合



一次相続

二次相続

合計相続税額

$$0\text{万円} + 3,340\text{万円} = 3,340\text{万円}$$

本人死亡時に「配偶者の税額軽減」が適用されず、相続税が高額になる可能性があります

どのように対策しておけばよいでしょうか

死亡保険金の特徴

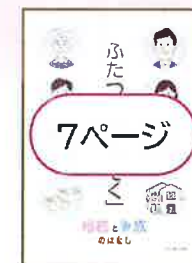
生命保険の死亡保険金には相続に役立つ4つの特徴があります



それぞれ詳しく確認してみましょう

死亡保険金の特徴①納税資金の準備

相続はいつ発生するかわかりません



資金準備のイメージ

預貯金

目標金額を貯めるまでに時間がかかる



保険

支払事由に当てはまる場合、決められた金額の保険金が支払われる



死亡保険金にかかる税金

契約者・被保険者・受取人の関係によって、対象となる税金が異なります

契約者	被保険者	受取人
保険料を負担する人	保障の対象となる人	被保険者が万一の場合、保険金を受け取る人

ケース1 子どもが受け取った保険金は、本人の相続財産とみなされます



ケース2 子どもが受け取った保険金は、保険料を負担した配偶者から子どもへの贈与とみなされます



ケース3 子どもが受け取った保険金は、子どもの所得とみなされます

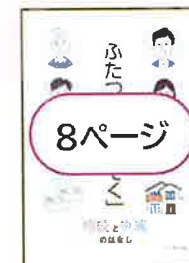


*それぞれの税額 税率は36ページをご確認ください

死亡保険金にかかる税金が相続税の場合、「非課税額」があります

死亡保険金の特徴②死亡保険金の非課税額

死亡保険金には相続税法に定められた相続税の非課税額があります



死亡保険金の非課税額

非課税限度額 = 500万円 × 法定相続人の数 * 契約者と被保険者が同一で死亡保険金受取人が相続人の場合

相続人が
配偶者と子2人
のケース



被保険者



配偶者



長男



長女

500万円 × 3人 = 1,500万円 相続税の
非課税限度額

● 3人で2,000万円を受け取る場合



配偶者



長男



長女

現金で
2,000万円を受け取る場合

死亡保険金で
2,000万円を受け取る場合

非課税額

0万円



1,500万円
(500万円 × 3人)

課税価格



2,000万円

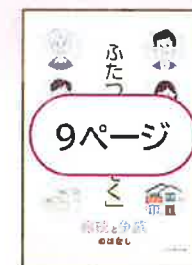


500万円

ほかにも生命保険には、相続に役立つ特徴があります

死亡保険金の特徴③受取人固有の財産

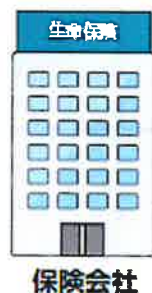
死亡保険金は受取人固有の財産(みなし相続財産)です



民法上の
相続財産ではないため
相続放棄をしても
受け取ることができます



遺産分割協議の対象外のため、
受取人が確実に
受け取ることができます



死亡
保険金



受取人

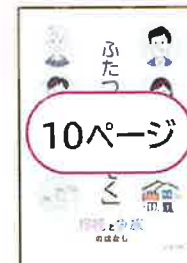
遺族の生活費や納税資金として
スピーディな活用が可能です
(原則として、請求後5営業日以内※2)

相続人に生前に贈与されたり、遺贈された利益は、遺産分割時に影響することがあります

死亡保険金の特徴④特別受益にあたららない

特別受益とは、相続人が遺贈※や生前贈与などによって受けた特別の利益のことをいいます

※遺贈とは、遺言によって財産を贈ることです



特別受益の例

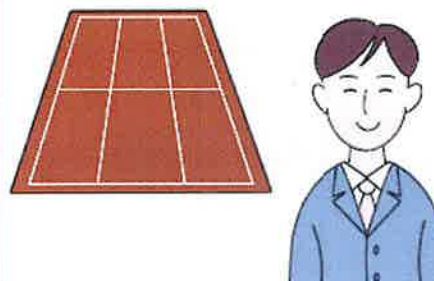
結婚式や養子縁組の際の
持参金や支度金



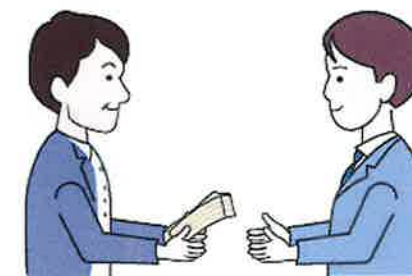
家を買ってもらった
(または資金をもらった)



土地をもらった



現金の贈与を受けた



●特別受益がある場合は、その分を相続財産に加算して遺産分割を考えます

死亡保険金

死亡保険金

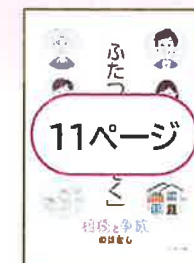
= 受取人固有の財産 ➡ 原則として特別受益にはあたりません

●遺産分割の際に相続財産に加算する必要がありません

生前贈与についてお考えになったことはありますか？

生前贈与とは

「生前贈与」とは、生きているうちに、自己の財産を無償で与えることです
贈与者(贈与する人)の意思表示と受贈者(贈与を受ける人)の受諾によって
成立します<民法549条>



生前贈与の課税方法

暦年課税

相続時精算課税

生前贈与の効果

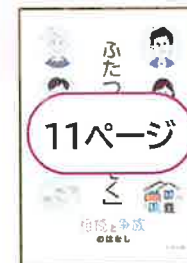
特徴1 | 相続財産の圧縮

特徴2 | 財産の分割

身近なところで、生前贈与をしている人はいらっしゃいますか？

贈与の状況

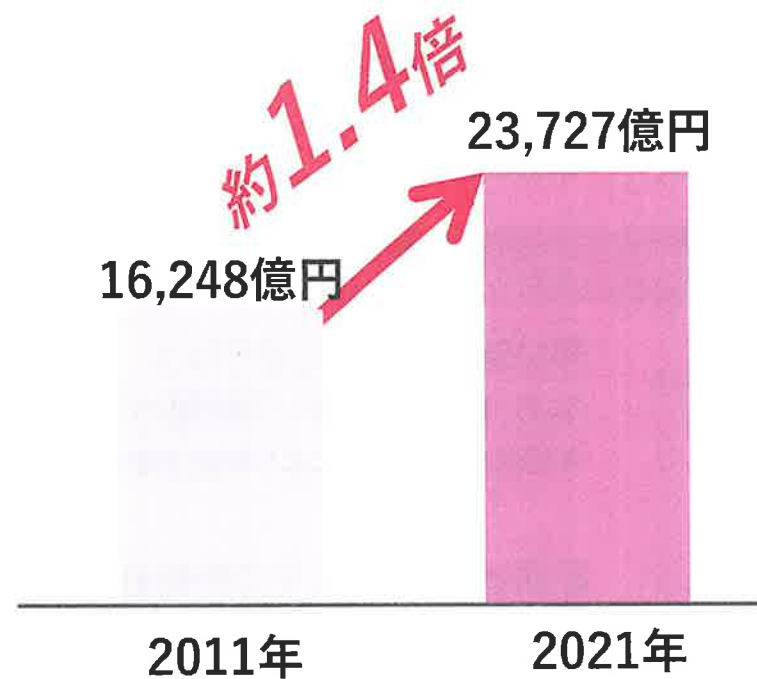
生前贈与を活用する人が増えています



贈与を受けた人の人数



課税ベースの贈与額（取得財産価格）



出典：国税庁「統計年報」＊財産の贈与を受けた者のうち、申告義務のある者についての集計

生前贈与を行なう際の「課税方法」について確認してみましょう

暦年課税

「暦年課税」とは、贈与税額を1年単位で計算する課税方法です

暦年課税の計算方法

税額は1月1日～12月31日の贈与価額(贈与財産の合計額)から、基礎控除額の110万円を差し引いた残りの金額に税率を乗じて算出します

$$\text{贈与税額} = (\text{贈与価額} - \text{基礎控除額110万円}) \times \text{税率} - \text{控除額}$$

暦年課税を行なう際のポイント

ポイント

1

早い時期から贈与を行なう

なお、相続開始前一定期間内*の贈与財産は、相続税計算時に相続財産に加算されます

*相続または遺贈により財産を取得しない孫等への贈与財産は除きます

ポイント

2

**配偶者や子・孫、子の配偶者等、
多くの人に対して贈与を行なう**



配偶者

子

子の配偶者

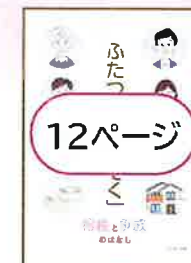
孫

ポイント

3

相続税が課税される見込みの方は、基礎控除額110万円以内にこだわらず、相続税と贈与税の実質税率*を勘案して贈与する金額を設定する

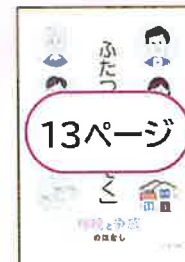
暦年課税で贈与した財産が、相続財産に加算されることがあります



暦年課税・相続発生時の相続財産への加算

贈与者がお亡くなりになって相続が発生したときには、
相続開始前一定期間内[※]の贈与財産が相続財産に加算されます

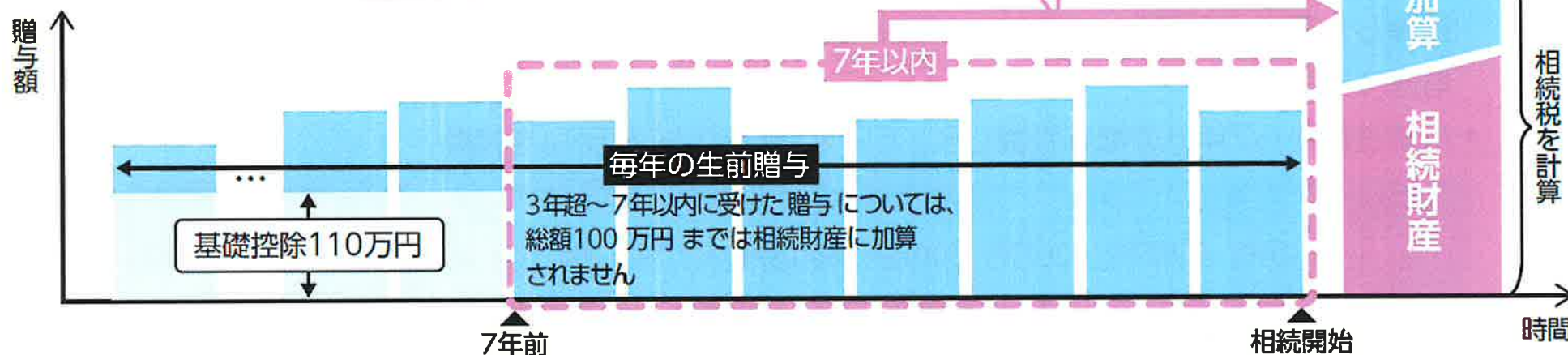
※2023年12月までは3年以内



相続発生時の相続財産への加算

2024年1月1日
以降の贈与

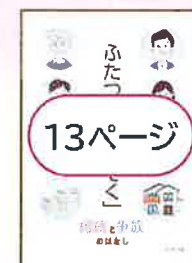
相続開始前 **3年以内** の贈与額と相続開始前 **3年超～7年以内** の
贈与額の総額から100万円を控除した金額を相続財産に加算



事例で確認してみましょう

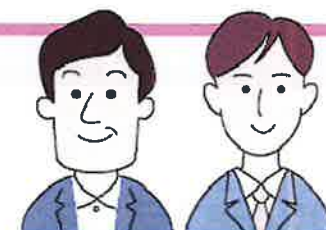
暦年課税・相続発生時の相続財産への加算

相続発生時には、贈与された贈与財産のうち一定金額が相続財産に加算されます



事例

2024年1月1日以降、暦年課税で父から子へ毎年400万円
ずつ10年間贈与を行なった時点で相続が発生した場合



- 相続開始前3年以内の贈与財産と相続開始前3年超7年以内^{※1}の贈与財産から100万円を
控除した額の合計額 $((400万円 \times 3年) + (400万円 \times 4年 - 100万円) = 2,700万円)$ ^{※2}を相続
財産に加算
- 相続税額から7年分の贈与税額 $(33.5万円 \times 7年 = 234.5万円)$ を控除

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
贈与額	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円
贈与税額	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円	33.5万円

相続発生

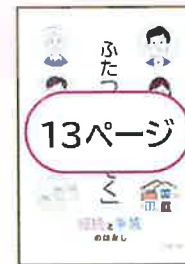
※1 年数は2024年から順次延長(事例は7年加算)

※2 贈与時の価額で加算します

暦年課税による贈与を行なうことで、相続税を含めた納税額が変わることがあります

暦年課税・相続発生時の相続財産への加算

暦年課税による贈与を行なうと、支払う税金に差が生じることがあります



暦年課税による贈与を10年間行なった場合の効果

前提
条件

家族構成：父、子2人、孫1人（法定相続人は子2人のみ）

相続財産(相続税評価額)：2億円

税額計算について

- ・相続税は父の相続時に法定相続人2人が法定相続分どおりに相続したものと計算
- ・贈与税は贈与を受けた年の1月1日において18歳以上の方が直系尊属から贈与を受けた場合の税率で計算
- ・父の相続開始前一定期間内の贈与財産の相続財産への加算は考慮せず



次に「相続時精算課税」について確認してみましょう

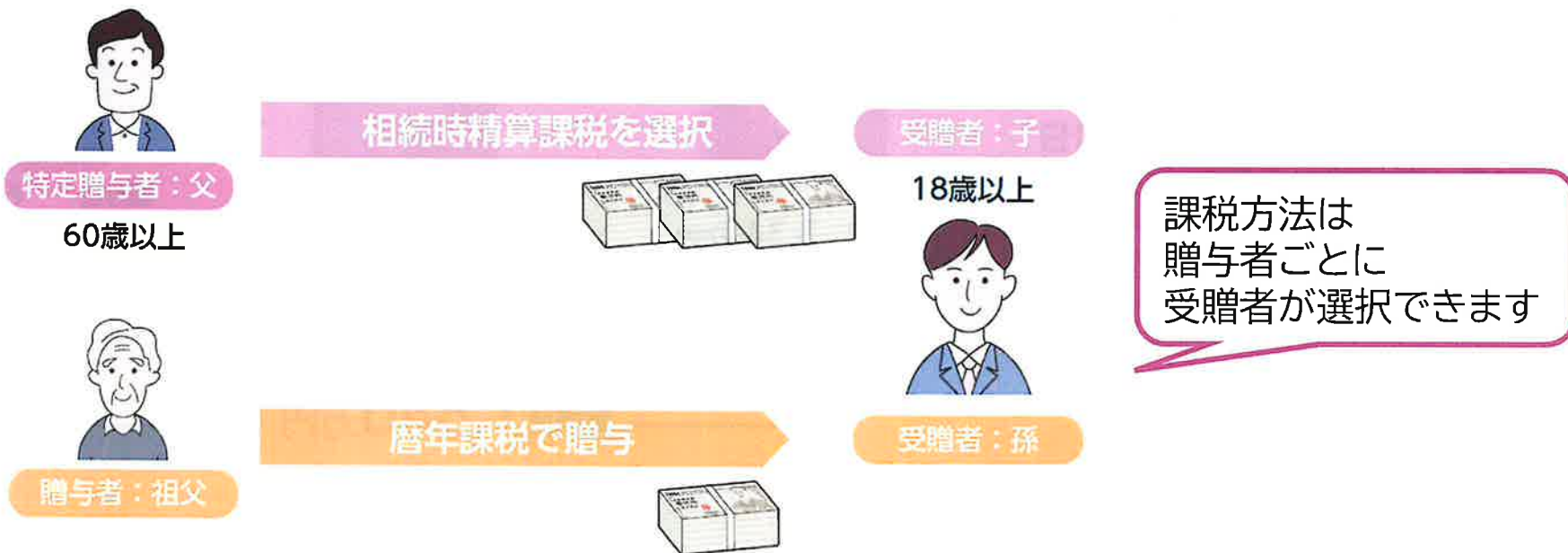
相続時精算課税

「相続時精算課税」とは、特定贈与者から受贈者に対して行なわれた贈与財産の累計額[※]が2,500万円になるまでは贈与税が課税されず、2,500万円を超えた場合はその超えた金額に対して20%の税率で贈与税を計算する課税方法です

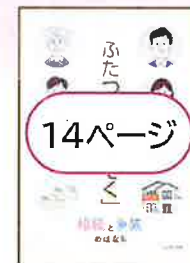
※2024年1月1日以降は毎年の贈与額から基礎控除額の110万円を控除した額の累計額になります

相続時精算課税を選択できる人

- 贈与する人:贈与する年の1月1日現在で60歳以上の父母または祖父母＝「特定贈与者」
- 贈与を受ける人:18歳以上の子または孫



計算方法を確認しましょう



相続時精算課税・計算方法と留意事項



相続時精算課税による贈与税額は次のように計算します

計算方法

2023年12月31日までの贈与

$$\text{贈与税額} = (\text{贈与額} - \text{特別控除額} 2,500 \text{万円}^*) \times \text{税率} 20\%$$

2024年 1月 1日以降の贈与

$$\text{贈与税額} = ((\text{贈与額} - \text{基礎控除額} 110 \text{万円}) - \text{特別控除額} 2,500 \text{万円}^*) \times 20\%$$

※特別控除額は2,500万円が限度(前年以前にすでに特別控除額を適用している場合は、その残額)となります

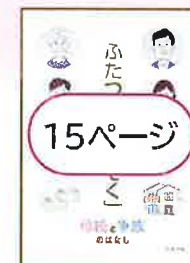
留意事項

- 相続時精算課税を選択する際は必ず申告が必要
- 一度選択すると暦年課税に戻すことはできない

相続時精算課税で贈与した財産は相続財産に加算されます

相続時精算課税・相続発生時の相続財産への加算

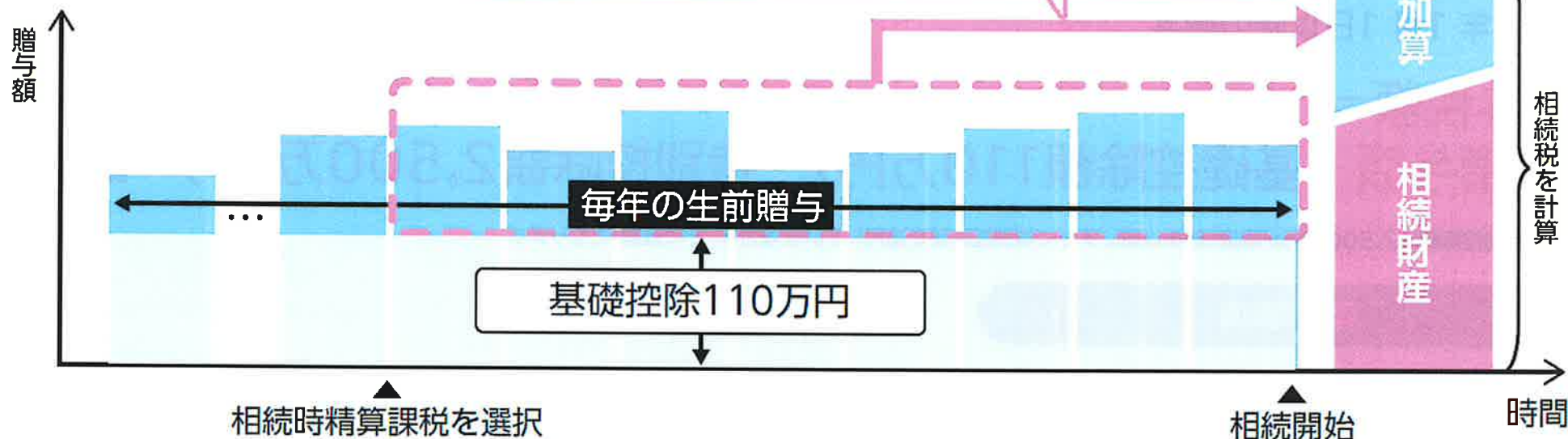
贈与者がお亡くなりになって相続が発生したときには、相続時精算課税を選択して贈与された贈与財産のうち一定金額が相続財産に加算されます



相続発生時の相続財産への加算

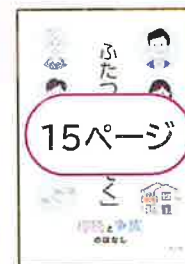
2024年1月1日以降の贈与

相続時精算課税選択以降の**すべての**贈与額を相続財産に加算
*基礎控除110万円分は加算しない



事例で確認してみましょう

相続時精算課税・相続発生時の相続財産への加算



相続発生時には、贈与された贈与財産のうち一定金額が相続財産に加算されます

事例

2024年1月1日以降に相続時精算課税を選択し、父から子へ毎年400万円ずつ10年間贈与を行なった時点で相続が発生した場合



- ・相続時精算課税を適用して贈与した財産から110万円の基礎控除額を控除した後の累計額 $((400\text{万円} - 110\text{万円}) \times 10\text{年} = 2,900\text{万円})$ を相続財産に加算
- ・相続税額から相続時精算課税で課税された贈与税額の合計 $(22\text{万円} + 58\text{万円} = 80\text{万円})$ を控除

	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
贈与額	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円	400万円
特別控除額	2,500万円	2,210万円	1,920万円	1,630万円	1,340万円	1,050万円	760万円	470万円	180万円	0万円
贈与税額	—	—	—	—	—	—	—	—	22万円	58万円

相続発生

留意事項

- 特定贈与者の生存中の贈与をずっと管理する必要があります
 - 贈与財産は贈与時の価額で相続財産に加算します※
- ※ 2024年1月1日以降に贈与された財産で、土地・建物が災害により一定の被害を受けた場合は、相続財産に加算する財産の評価額を再計算することができます



生前贈与をする際に、気をつけておきたいことを確認しましょう

生前贈与の留意点

暦年課税、相続時精算課税共通の生前贈与の留意点は以下の3つです



1 名義預金

● 本人以外の口座を開設して、その口座に預金をしていくこと

【例】 祖父が孫の名義で預金口座を開設し、孫に内緒でお金を積み立て

→ 孫はその事実を知らない = **贈与契約は成立しない**

⇒ 口座名義は「孫」であっても、**その預金は「祖父の財産」とみなされる**



2 定期の贈与

● 贈与契約を結んで、一定期間にわたり財産を給付していくこと

【例】 「10年間毎年100万円贈与する」と約束

⇒ 1年ごとに贈与があったと考えるのではなく、贈与の約束をした年に将来にわたって1,000万円を渡す権利を贈与したとみなして贈与税が課税される



1年目に1,000万円に対して贈与税を課税



3 特別受益による持ち戻し

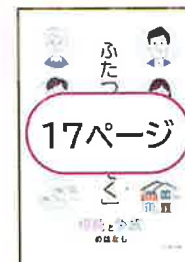
● 生前贈与した資金が特別受益とみなされ、相続財産に加算されること

【例】 父が財産の大部分を長男へ生前贈与 → 他の相続人に対する著しい不公平が生じた

⇒ その贈与財産を特別受益として相続財産に加算して遺産分割を考える

生前贈与された資金を生命保険料に活用する場合の留意点も確認しておきましょう

生前贈与された資金を生命保険料に活用する場合の留意点



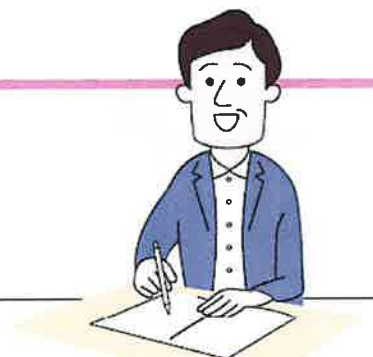
生前贈与資金を生命保険料に活用する場合は、以下の点に留意する必要があります

留意事項

- 贈与契約と生命保険契約は別個の契約であり、相互に直接の関係はありません。そのため、生命保険商品にご加入いただいたとしても、贈与契約を締結したことにはなりません
- 生前贈与で受け取った資金を生命保険料に活用する場合は、贈与の事実を明確にしておく必要があります

贈与の事実を明確にしておく方法

- 1 毎年贈与契約書を作成する
- 2 贈与者の預金口座から受贈者の口座へ贈与金額を振り込む
- 3 保険料は受贈者の口座から引き落としをする
- 4 受贈者は自己の口座の通帳・印鑑を自分で保管・管理する
- 5 贈与税を納付し、贈与税申告書を保管する
- 6 贈与者は生命保険料控除は使わない



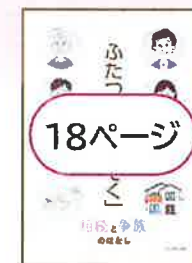
昭和58年9月国税庁 事務連絡「生命保険料の負担者の判定について」

* 上記は個別の事情により判断が異なる場合がありますので、取扱いの詳細は、税理士等の専門家にご相談ください

生前贈与された資金で生命保険に加入する事例を確認しましょう

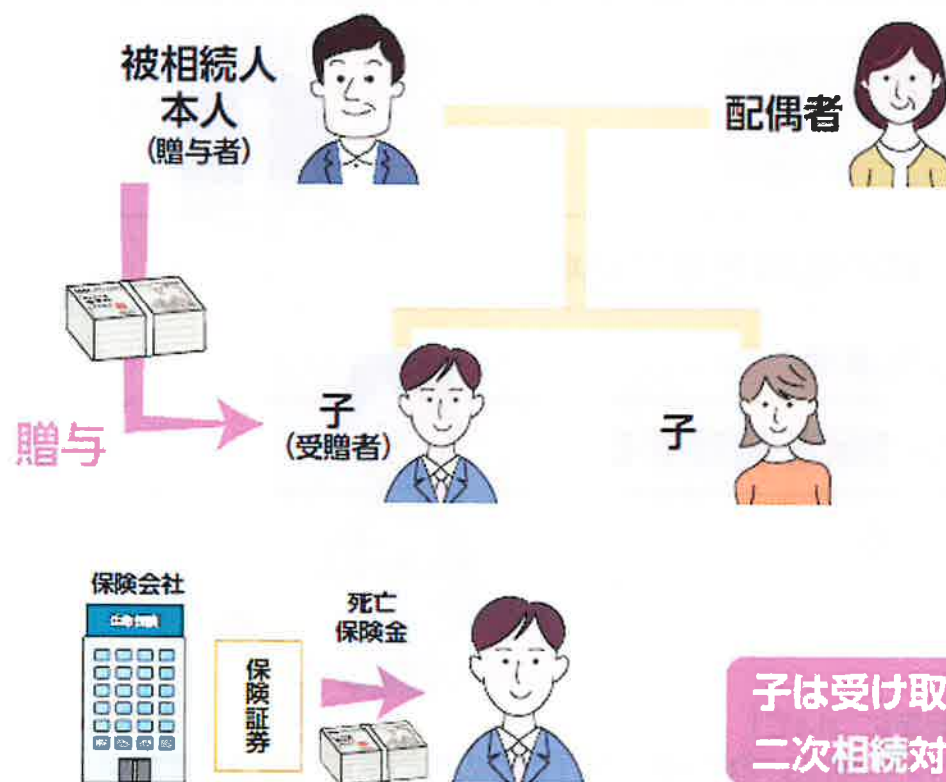
生前贈与された資金による生命保険の加入例

生前贈与された資金を受贈者の生命保険料に充てる方法があります



事例

父から子に生前贈与を行ない、子を契約者とする生命保険に加入する場合



<生命保険契約の例>

(契約者) 子

(被保険者) 父

(受取人) 子

受贈者が
契約者になる

贈与者が
被保険者になる

被保険者が
贈与者以外の場合

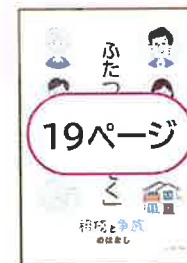
保険料払込期間中に
贈与者がお亡くなりにな
った場合、その後も
保険契約が継続する＝
保険料の払込みが必要
となるため、注意が
必要です

子は受け取った死亡保険金を納税資金や
二次相続対策に活用することが可能

そうぞく対策に有効な生命保険商品を確認しましょう

そうぞく対策に有効な生命保険商品

そうぞく対策に有効な生命保険商品は一般的に終身保険です
「生命保険のしくみ」を活用して生前贈与ができる商品もあります



主な目的	払込方法	商品イメージ	特徴
のこす	一時払 平準払		① 一生涯の保障を準備できる ② 納税資金や代償交付金の準備ができる
のこす わたす	一時払		① 一生涯の保障を準備できる ② 「生命保険のしくみ」を活用することで簡単かつ計画的に生前贈与ができる

* 商品内容の詳細については生命保険会社にお問い合わせください

生命保険のしくみを活用した贈与には、どのような特徴があるのでしょうか

「生命保険のしくみ」を活用した生前贈与の特徴

「贈与契約書」の作成など、贈与の手続きが省略できるため
かんたん・計画的に生前贈与を行なうことができます



一般的な生前贈与

「贈与契約書」の作成

贈与の記録を残すため、贈与のつど「贈与契約書」を作成し、贈与者と受贈者で取り交わします

贈与者

受贈者



贈与者による振込手続き

毎回、贈与者の口座から、受贈者の口座へ振り込みます

贈与者

受贈者



「生命保険のしくみ」を活用した贈与

「贈与契約書」の作成は不要

生存給付金のお支払いの際に、生命保険会社が発行する「支払完了通知」を贈与の記録として使用できるため、「贈与契約書」の作成は不要です

生命保険会社

受贈者

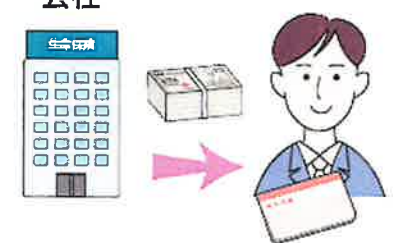


生命保険会社が振込み

生存給付金受取人(受贈者)の口座へ、毎回、生命保険会社が振り込みます

生命保険会社

受贈者



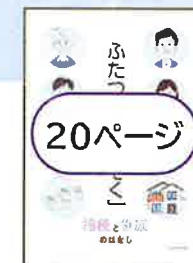
もうひとつの「そうぞく」とはどのようなものか、確認していきましょう

そうぞく

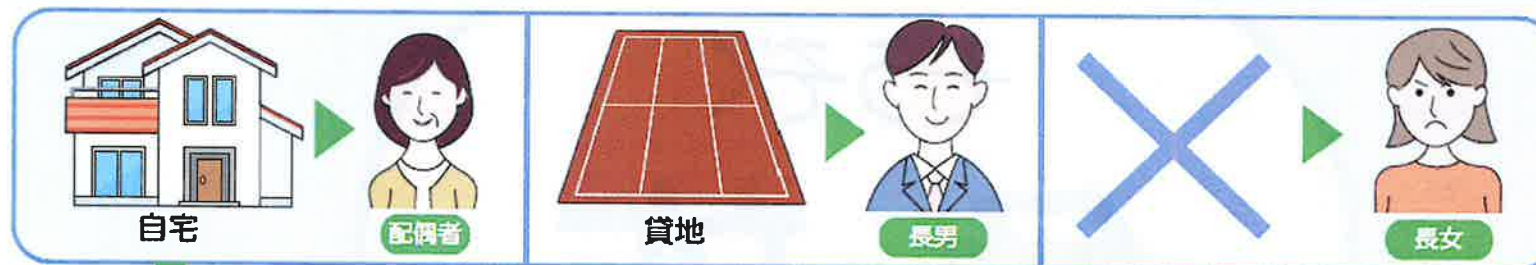
争 族

もうひとつの「そうぞく」=「争族」

もうひとつの「そうぞく」は「争う族」ともいい、相続税の心配はなくても親族間でもめ事が起きてしまうことをいいます



ケース1 財産の多くが不動産で、金融資産が少ない



こんなとき

相続財産を受け取ることができない相続人が遺産分割に納得しないこともあります

ケース2 相続人が多数いる



こんなとき

遺産分割の話し合いさえできないケースもあります
お互いが弁護士を入れて長期戦になることも…

ほかのケースも確認してみましょう

もうひとつの「そうぞく」=「争族」

介護や子どもがいない夫婦など、家族の状況によって争族になるケースがあります



ケース3

すでに死亡した長男の配偶者等(相続人以外の親族)が無償で介護等をしていた



被相続人



長男 (すでに死亡)



長男の配偶者



長女

こんなとき



介護等で財産の維持・増加に特別の貢献をした場合、
長男の配偶者は長女に対して特別寄与料を請求できます

ケース4

子どもがいない夫婦



被相続人



配偶者



兄



姉



弟

こんなとき



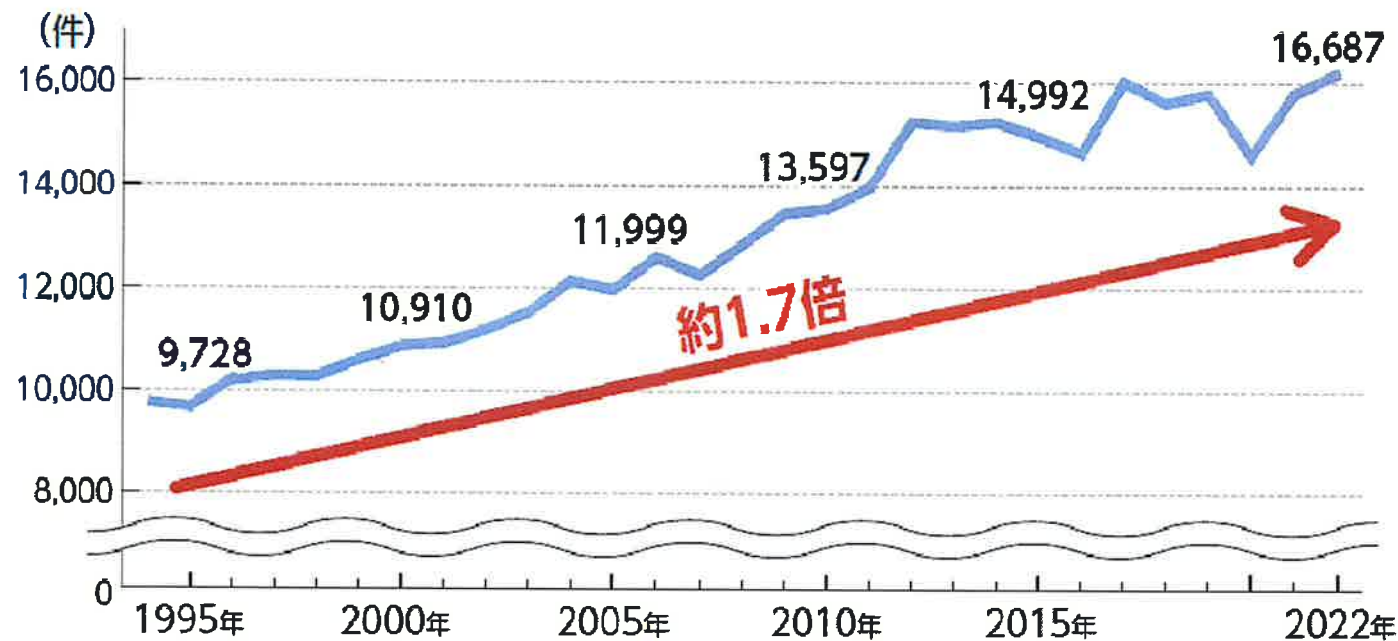
子も父母もいないため、配偶者が全額受け取れると考えられがちですが、
兄弟姉妹が法定相続人となるため、財産を要求されるケースがあります

「争族」は「他人事」だと思ってしまう方が多いようですが、実際はどうでしょうか？

データからわかる遺産分割の状況

遺産分割事件の調停・審判新受件数は27年間で約1.7倍に増加しています

遺産分割事件の調停・審判新受件数

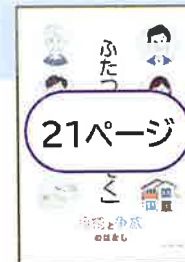


出典：最高裁判所「司法統計年報 家事審判・調停事件の事件別新受件数」



「争族」は「財産が多い資産家ならでのこと」というイメージがあるかもしれません

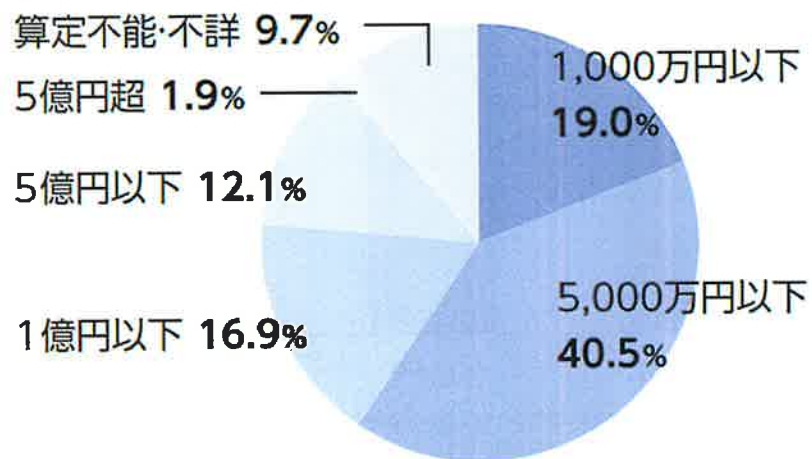
データからわかる遺産分割の状況



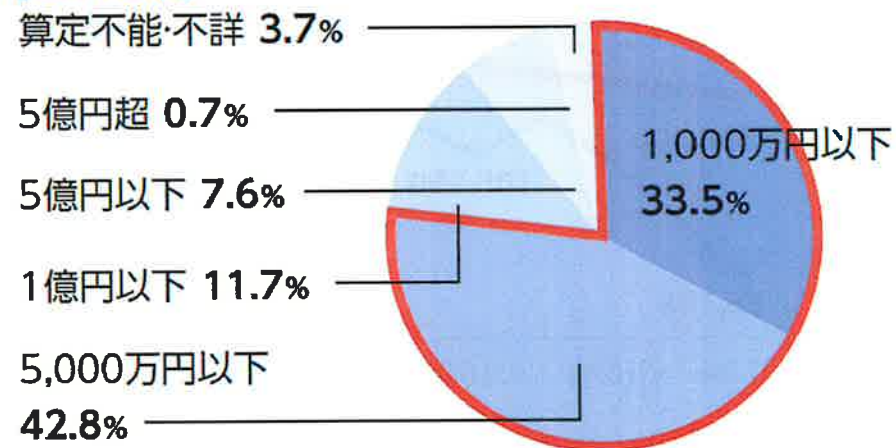
トラブルになった件数のうち、遺産価格5,000万円以下が占める割合が増加しています

遺産分割事件のうち認容・調停成立件数（遺産の価格別占率）

【2000年】



【2022年】



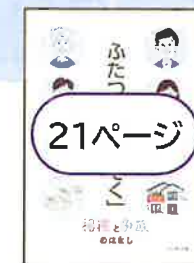
5,000万円以下
75%以上

出典：最高裁判所「司法統計年報（家事編）」（2000年度・2022年度）

「相続」を「争族」にしないために、できることはあるのでしょうか？

遺言の活用

争族対策として「遺言」を作成する人が増えています



遺言書の作成・保管状況

【公正証書遺言件数の推移】



出典: 日本公証人連合会「遺言公正証書の作成件数について」

【遺言保管制度の利用状況】



* 2020年は7～12月、2021年・2022年は1月～12月の合計件数
出典: 法務省民事局「遺言書保管制度の利用状況」

遺言の種類

公正証書遺言

民法969条

自筆証書遺言

民法968条

秘密証書遺言

民法970条

それぞれ特徴があるようです

遺言の種類と特徴

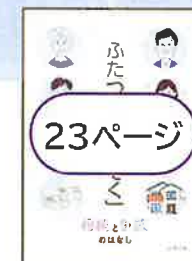
それぞれメリット・デメリットがありますので、トラブルのもととならないように
よくご確認ください



	公正証書遺言	自筆証書遺言		秘密証書遺言
作成方法	・遺言者が口述した内容を公証人が文章化	・本人が遺言の全文、日付・氏名を自書し、押印 ・財産目録はパソコン作成やコピーも可		・本人が記述した遺言書を封印し、公証役場で証明を受ける
証人	証人2人以上	証人不要		証人2人以上
保管場所	公証役場で原本を保管	遺言者が保管	法務局で保管	遺言者が保管
検認の要否	不要	必要	不要	必要
メリット	・公証人が作成するため形式不備、内容不備にならない ・原本を公証役場で保管するため紛失、偽造・変造、隠匿のおそれがない	・1人で簡単に作成できる ・費用がかからない ・遺言の内容を秘密にできる	・1人で簡単に作成できる ・保管時に形式不備がないか確認してもらえる ・遺言の内容を秘密にできる ・紛失、偽造・変造、隠匿のおそれがない	・遺言の内容を秘密にできる ・偽造・変造、隠匿のおそれがない
デメリット	・遺言内容が公証人や証人に知られる ・作成に手間と時間がかかる ・費用がかかる	・遺言書の紛失、偽造・変造、隠匿のおそれがある ・相続時に遺言書が見つからないおそれがある ・形式不備、内容不備で法的に無効になるおそれがある	・保管されていることがわからないままのおそれがある(「指定者通知」を利用しない場合) ・遺言書の内容まで審査をするわけではないため、内容不備で法的に無効になるおそれがある ・一定の保管料がかかる	・遺言書の紛失のおそれがある ・形式不備、内容不備で法的に無効になるおそれがある ・作成に手間と時間がかかる ・費用がかかる

「自筆証書遺言」の作成例をみてみましょう

自筆証書遺言の書き方



自筆証書遺言は、財産目録を除く全文を自筆で書く遺言書です

全文自筆の場合

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者の所有する以下の不動産を、
長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

(1) 土地

所在：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目

地番：〇番〇 地目：宅地 地積：〇〇平方メートル

(2) 建物

所在：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

家屋番号：〇番〇 種類：居宅 構造：〇〇

床面積：〇〇平方メートル

2 遺言者は、遺言者の所有する以下の預金のすべて
を、長女遺言雪子（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

(1) 〇〇銀行〇〇支店（店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇）

(2) 〇〇銀行〇〇支店（店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇〇）

令和3年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言太郎



1 / 1

財産目録をパソコンで作成する場合

遺言書

遺言者 遺言太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者の所有する別紙目録1及び2の不動産
を、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

2 遺言者は、遺言者の所有する別紙目録の3の預金の
すべてを、次の者に遺贈する。

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 中山花子

生年月日 昭和45年4月15日

3 遺言者は、この遺言の遺言執行者として次の者を指定する。

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

氏名 東京和男

職業 弁護士

生年月日 昭和40年11月15日

令和3年7月10日

住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

遺言太郎



1 / 2

別紙

目録

1 所在 〇〇県〇〇市〇〇町
地番 〇番〇〇
地目 宅地
地積 〇〇〇平方メートル

2 所在 〇〇県〇〇市〇〇町〇番地〇〇
家屋番号 〇番〇〇
種類 居宅
構造 木造かわらぶき〇階建
床面積 〇〇〇平方メートル

3 〇〇銀行〇〇支店
(店番号〇〇 口座番号〇〇〇〇〇〇〇〇)

遺言太郎



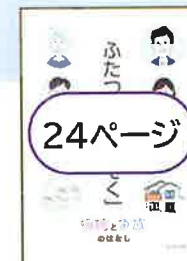
2 / 2

財産目録はパソコンでの作成やコピーも可能(全ページに署名・押印が必要)

相続では「遺言」が優先されますが、法定相続人には最低限相続できる取得分があります

遺留分について

遺留分とは民法で定められた一定範囲の相続人に認められる、最低限度の遺産取得割合のことです



相続人の組み合わせと遺留分

相続人の組み合わせ	遺留分	各人の遺留分
配偶者と子 	1/2	 配偶者 1/4 子 1/4 
配偶者と父母 	1/2	 配偶者 2/6 父母 1/6 
配偶者と兄弟姉妹 	1/2	 配偶者 1/2 兄弟姉妹 なし 
配偶者のみ 	1/2	 配偶者 1/2
子のみ 	1/2	 子 1/2
父母のみ 	1/3	 父母 1/3
兄弟姉妹のみ 	なし	 兄弟姉妹 なし

*子どもや父母が複数いる場合はそれぞれの遺留分を人数で按分します

兄弟姉妹には遺留分はありません

兄弟姉妹には遺留分はありません

遺留分を超えて財産を取得した場合は、金銭を請求されることがあります

遺留分について

遺言や生前贈与等で遺留分が侵害された法定相続人は、遺留分を侵害している他の相続人等に対して侵害された金額を請求すること(遺留分侵害額請求)ができます



遺留分侵害額請求のポイント

- 遺留分侵害額請求は、侵害分の「お金を請求する権利」であるため、請求された場合は金銭で支払う必要があります。たとえば相続された土地などの現物による支払いはできません
- 次のいずれかを過ぎてしまうと請求できなくなります
 - 時効：相続開始と遺留分の侵害を知ってから1年
 - 除斥期間：相続開始から10年(相続の発生を知らなかったとしても10年経過すると請求権が消滅)

遺言を作成しておいた方がよいのは、どのような人でしょうか？

遺言を作成しておいたほうがよいケース

特定の人に財産を遺したいときは、遺言の作成が効果的です

子どもがいない夫婦

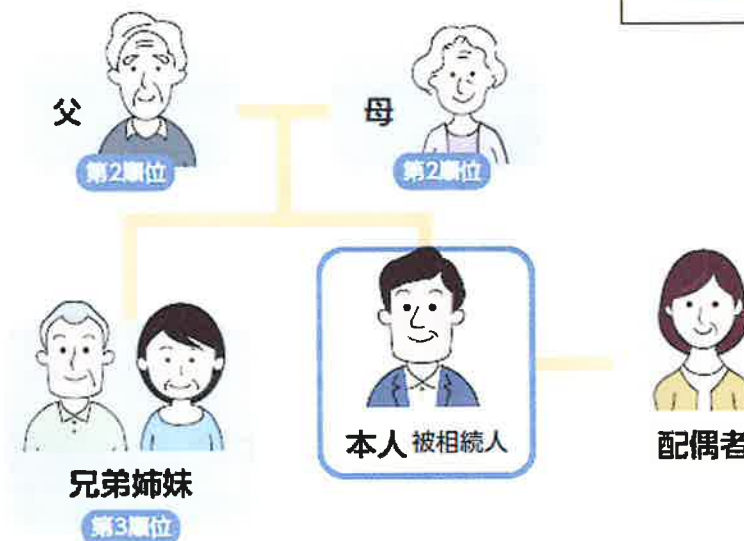
相続人	遺産の分け方 (法定相続分)	遺留分
配偶者	3分の2	6分の2
父母	3分の1	6分の1

配偶者に法定相続分を超える財産を確実に残したい場合には遺言書が必要 *父母の遺留分に配慮した内容にする

子どもも親もない夫婦

相続人	遺産の分け方 (法定相続分)	遺留分
配偶者	4分の3	2分の1
兄弟姉妹	4分の1	なし

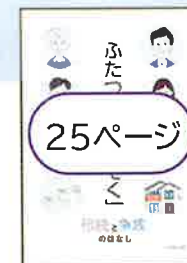
配偶者に全財産を確実に残したい場合には、遺言書が必要



遺言書がない場合
兄弟姉妹は法定相続人であるため、
配偶者と兄弟姉妹で遺産分割協議が必要となる

「全財産を配偶者に残す」という遺言書があれば
・遺産分割協議は不要
・兄弟姉妹には「遺留分」がないため、全財産を
確実に配偶者に残すことができる

不動産などの分割が難しい財産が多い場合、どのような対策が必要でしょうか？



「代償交付金」の準備

分割が難しい財産が相続財産の多くを占め、相続人の間で不公平が生じてしまうケースでは、代償交付金を準備しておくで安心です

事例 被相続人の相続財産の大半が不動産の場合

長男は被相続人と同居していたため、家を自分名義にしたい



長男

相続人



長女

長女はすでに他家に嫁いでいるため、家は必要ない



相続財産

土地・建物

5,000万円

その他の財産



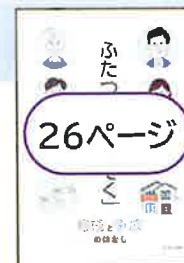
1,000万円

長男と長女の相続財産の差額が4,000万円となり不公平に

どのように解決すればよいのでしょうか？

代償交付金の準備

「代償交付金」を使って調整することができます



● 解決策の例



長男が受け取った死亡保険金2,000万円を
代償交付金として長女に支払う



* 代償交付金は、遺産分割協議書で贈与ではなく代償分割であることを明確にする必要があります

代償交付金はどのように課税されるのでしょうか

代償交付金の課税関係

代償交付金を準備する際には、課税関係にも注意する必要があります

代償交付金の課税関係

●代償交付金を支払う場合



●金銭以外の代償財産をわたす場合



代償交付金を準備する際に、気をつけておきたいことがあります

生命保険で代償交付金を準備する際の留意点



生命保険で代償交付金を準備する際には、死亡保険金受取人を誰にするのか留意する必要があります

ご参考 生命保険で代償交付金を準備する場合の契約形態について

- 生命保険で代償交付金を準備する場合の死亡保険金受取人は、相続財産を相続して代償交付金を他の相続人に支払う人にする必要があります
- もし、他の相続人を死亡保険金受取人とした場合は、死亡保険金はその相続人の固有の財産となり遺産分割の対象外となるため、死亡保険金とは別に代償交付金を請求することが可能となります

例 相続財産のほとんどを長男が相続し、長女に代償交付金を支払う場合



もし「争族」になってしまうと、どのような影響があるのでしょうか

「争族」と「相続税」

28ページ

相続がスムーズに進まないと、相続税の負担が増加する場合があります

遺産分割協議が難航して税負担が増えてしまう例



相続がもめて、遺産の分割ができない



遺産分割が終わらないため、適用できない



配偶者の税額軽減

小規模宅地等の評価減



税負担が増える



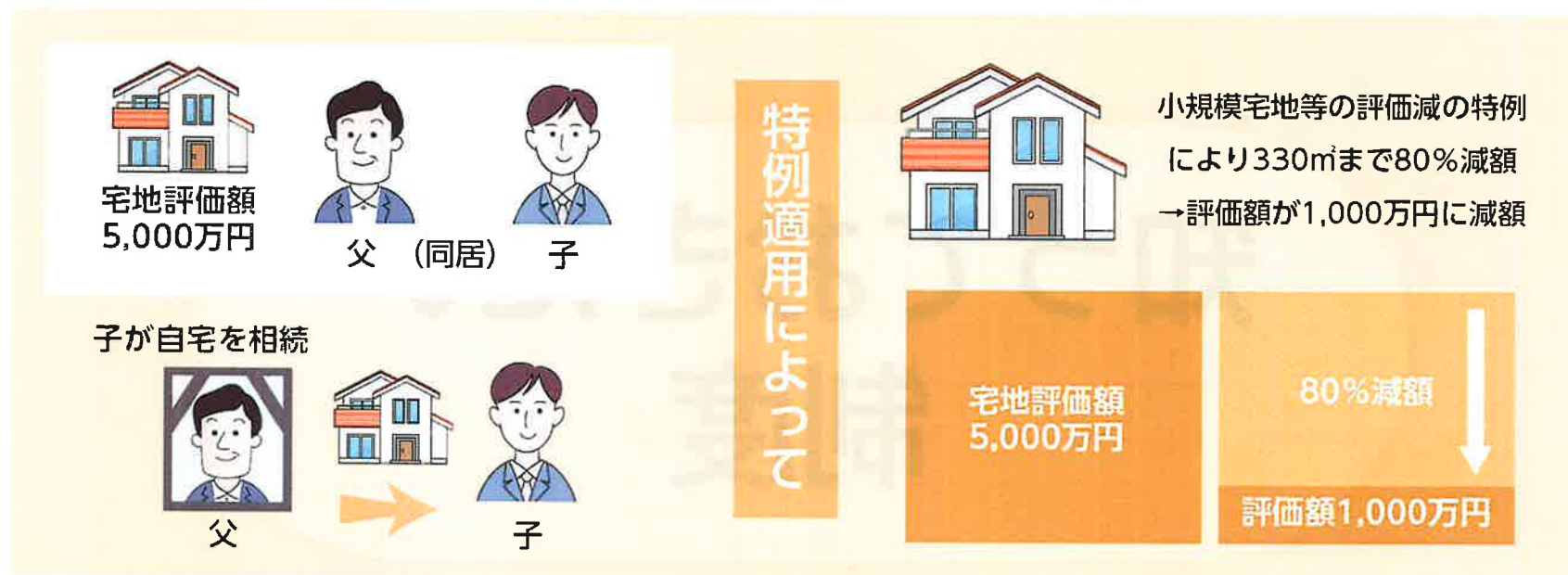
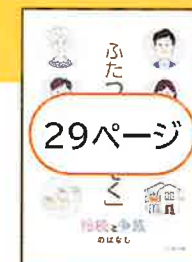
より多くの納税資金が必要になる

ほかにも、相続に関して知っておきたい制度や法律があります

知っておきたい 制度

小規模宅地等の評価減の特例

被相続人から相続人が取得した居住用宅地や事業用宅地などについては、
宅地の評価を最大で80%減額できる特例があります



利用区分		減額割合	限度面積
居住用	特定居住用宅地等 ①	80%	330㎡
事業用	特定事業用宅地等* ②	80%	400㎡
	特定同族会社事業用宅地等		
貸付用	貸付事業用宅地等*	50%	200㎡

計算方法

$$\text{減額される金額} = \text{宅地の評価額} \times \frac{\text{限度面積 (総地積が上限)}}{\text{総地積}} \times \text{減額割合 (50\%または80\%)}$$

※相続開始前3年以内に事業の用、貸付事業の用に供された宅地を除きます
*①と②を併用する場合、合計730㎡まで適用可能です

高齢化が進む社会の変化に対応して、相続に関する民法が改正されています

配偶者居住権

被相続人の配偶者の老後生活の安定のために創設されました。

ポイント

- 自宅の評価は配偶者居住権と負担付き所有権に分割される
- 配偶者は自宅のすべてを相続するよりも多くの現金を確保することが可能
- 配偶者居住権は、配偶者の死亡とともに消滅

前提

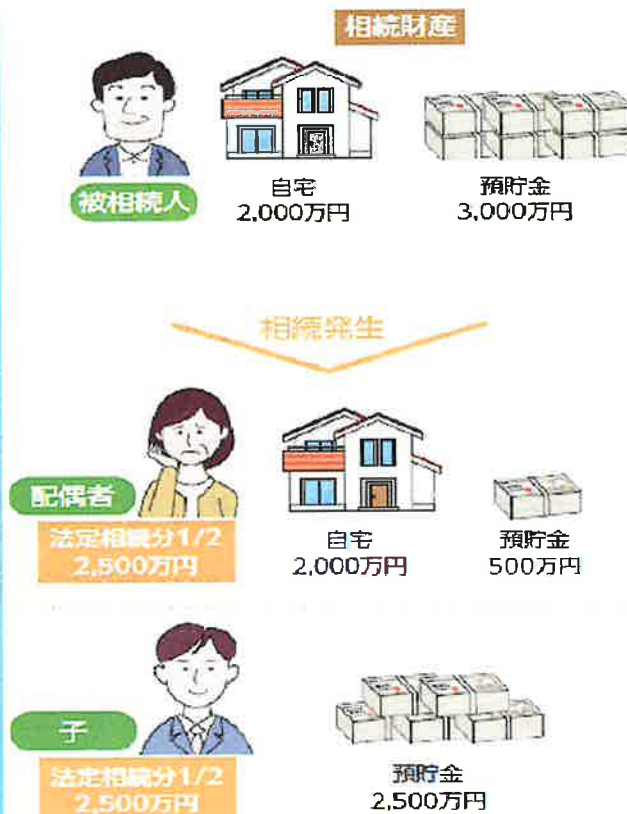
相続財産
自宅(2,000万円)
預貯金(3,000万円)

相続人
配偶者・子ども1人

法定相続分どおりに
財産を相続する場合

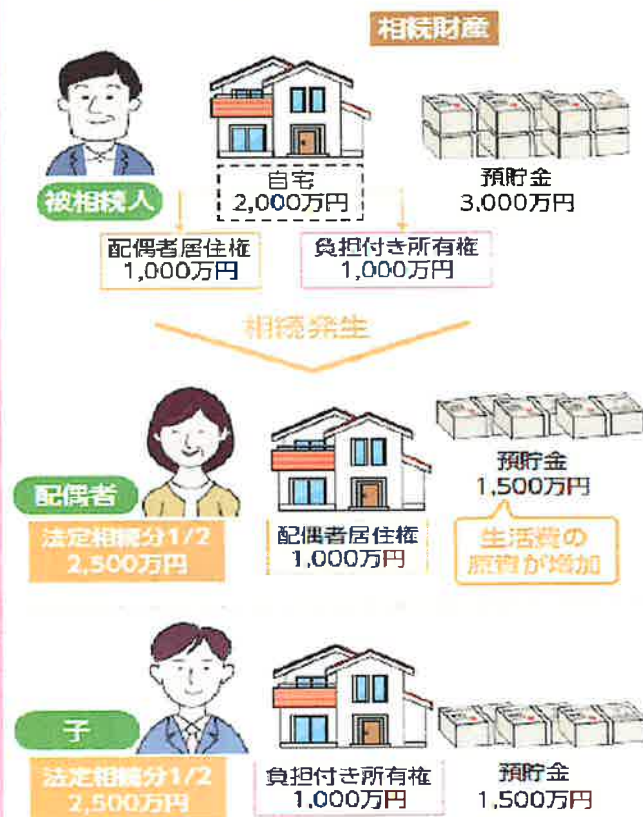
改正前

配偶者が自宅を相続する場合に、
他の財産を十分に受け取れない



改正後

配偶者は自宅での居住を継続しながら、
他の財産も相続できる

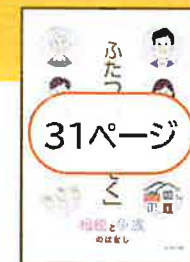


一家の大黒柱が突然亡くなったときに、役に立つ制度が創設されました

30ページ

預貯金の仮払い制度

遺産分割前に被相続人の預貯金の払い戻しを一定の範囲で受けられる制度ができました



被相続人



預金



払い戻し



相続人



葬儀費用など



● 家庭裁判所の判断を経ずに受けられる制度

遺産に関する預貯金債権のうち、一定額については単独での払い戻しが認められます

単独で払い戻しができる額

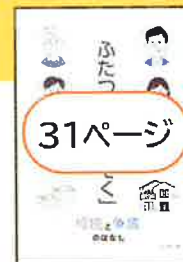
相続開始時の預貯金
債権の額（口座ごと） $\times \frac{1}{3} \times$ 当該払い戻しを行なう
共同相続人の法定相続分
ただし、1つの金融機関から払い戻しが受けられる上限額は150万円です

● 保全処分の要件緩和（預貯金債権の仮分割の仮処分）

上記を超える金額について、仮払いの必要性があると認められる場合には、他の共同相続人の利益を害さない限り、家庭裁判所の判断で仮払いが認められます

相続人以外の親族が介護をしていた場合等に報いる制度が改正されました

特別寄与料

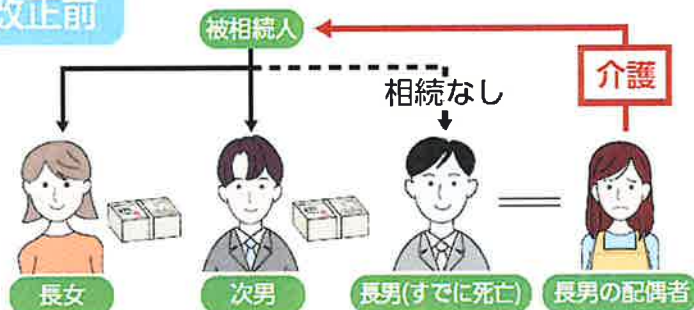


相続人以外の親族が無償で行なった介護等で、被相続人の財産の維持・増加に特別の貢献をした場合には、相続開始後に一定要件のもと、相続人に対して特別寄与料を金銭で請求できるようになりました

例

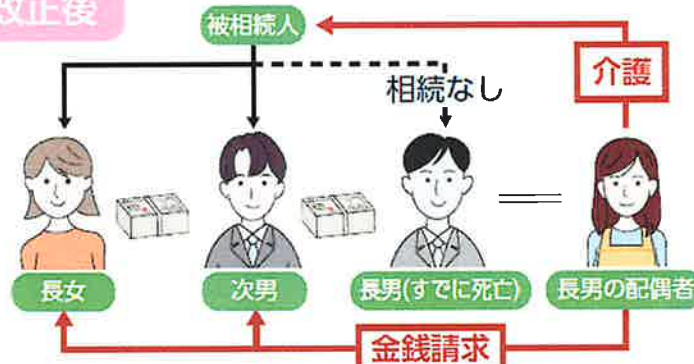
被相続人よりも前に死亡していた長男の配偶者が、被相続人の介護をしていた場合
(相続人は長女・次男)

改正前



- 被相続人が死亡した場合、相続人(長女・次男)は、被相続人の介護を行なっていなくても財産を取得することが可能
- 長男の配偶者が被相続人の介護を行なっても、相続人ではないため、相続財産は分配されない

改正後



- 相続開始後、長男の配偶者は、相続人(長女・次男)に対して金銭の請求*をすることが可能
- 介護を行なった長男の配偶者の貢献に報いることができ、実質的に公平が図られる

※遺産分割手続きが過度に複雑にならないよう、遺産分割は相続人だけで行ないます

いまでも、この先も、安心して家族が暮らせるように、「そうぞく」について考えてみませんか

ご清聴ありがとうございました

- 税務上の取扱いについては、2023年8月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わる場合があります
- 個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署等にご確認ください
- 本スクリーンは、説明部分をご紹介させていただくものであり、数字等詳細についてはお手元の冊子をご覧ください

明治安田生命保険相互会社

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1

TEL.03-3283-8111 (代表)

ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2023年9月版 営業教育部 実践販売サポートG ニ2300159営教